市公認観光ガイドになるための研修会

座学講習
時 9月19日(木)13時～15時
所 SSプラザせんだい
内 ガイドの基礎(リスクマネジメントなど)
講 こしきツアーズ(株)代表取締役 斎藤智顕(さいとうともあき)氏

実地講習
時 9月19日(木)15時30分～17時
所 新田神社(宮内町)
内 新田神社、可愛山陵の散策
講 市公認観光ガイド 財部和幸(たからべかずゆき)氏

対 本市に3年以上居住している18歳以上の方、すべての研修会に参加できる方
※12月に安全講習を実施予定
期 9月12日(木)必着
方 電話、メール
問申 薩摩川内市観光物産協会
☎(23)9889
✉ kanko@cocoro-satsumasendai.co.jp

二十歳のつどい実行委員

内 企画・準備、つどい当日の運営
対 令和6年度に20歳で、実行委員会および二十歳のつどいに参加できる方
定 10人程度
期 7月29日(月)まで
方 任意の様式に、住所、氏名、年齢、連絡先、応募動機を明記の上、メール、送付、ファクス
問申 〒895-0076 大小路町14番5号 社会教育課社会教育G(中央公民館内)
☎(22)7251
FAX(20)1331
✉ shakai@city.satsumasendai.lg.jp

相談

「健康づくり」のお手伝い【要申込】

内 保健師、栄養士および歯科衛生士などが企業や事業所を訪問し健康講話を実施
※講師派遣無料
方 直接、電話、メール
問申 市民健康課健康増進第1G(川内保健センター内)
☎(22)8811
✉ kenzou1@city.satsumasendai.lg.jp

お知らせ

鳥獣被害防止施設導入事業

イノシシ、シカなどによる農林産物の被害を防止するために、鳥獣被害防止施設(電気柵など)を設置する方で、次の要件を満たす場合は補助金を交付します。

対 鳥獣被害防止施設を設置する農地などの面積が1000㎡以上ある市内居住の個人または団体
※市外居住の方でも、市内居住の方と団体で申請される場合は、補助の対象となります。
※今後の作付への被害を軽減する観点から、既に作付が終了した農地であっても対象となります。
※事前着工は認められません。
※その他の要件、補助率、申請手続き、必要書類などの詳細は、申し込みの際にご案内します。
方 本庁4階農業政策課、各支所、甑島振興局へ直接
問申 本庁農業政策課農政G(内4222)

国民健康保険被保険者証の更新

新しい「国民健康保険被保険者証」を7月末までに送付します。現在お持ちの被保険者証(オレンジ色)は、8月1日以降は使用できませんので、ご注意ください。
※新しい被保険者証(紫色)の有効期限は、令和7年7月31日まで(令和7年7月31日までに75歳に到達される方は、誕生日の前日まで、令和7年7月31日までに70歳に到達される方は誕生月の月末(1日が誕生日の方はその前日まで)が有効期限となります)
※就学のために他市町村へ転居し、マル学被保険者証が必要な方は、在学証明書をご持参いただき手続きを行ってください。
問申 本庁保険年金課国保G(内2841～2843)または各支所、甑島振興局

国民健康保険 限度額適用認定証の更新

入院や高額な外来診療を受診される際に、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、保険適用分の医療費の窓口負担額が、高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済みます。また、市民税非課税世帯の方には、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代を減額する「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

交付が必要な方は、申請が必要ですが、マイナ保険証を利用すれば、申請の手続きなく自己負担限度額を超える支払いが免除されますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。(長期入院該当者などは申請が必要な場合があります)
※申請は7月から事前受付を行っています。
※事前申請分の認定証の交付は8月以降になります。

交付対象年齢および交付条件	手続きに必要なもの
・申請時に、国民健康保険税に未納がないこと ※70歳以上74歳未満の場合(上記条件に加えて) ・世帯主および国民健康保険被保険者全員の令和6年度市民税が非課税であること ・被保険者証の負担割合が「3割」かつ課税所得が690万円未満であること	・国民健康保険被保険者証 ・市民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数が確認できる領収書や入院期間証明書 ・来庁者の身分証明書(代理人の申請の場合)

問申 本庁保険年金課国保G(内2841～2843)または各支所、甑島振興局

ふるさとクリーン大作戦

時 7月28日(日)6時～8時
※実施日時については、各地域で異なります。
※雨天などの場合は、各自治会での実施判断となります。
内 年に1回市民の皆さんが、まちをきれいにしようと、気持ちをひとつにして行う美化活動です。ふるさと意識や環境意識を高めていただくことを目的に実施しています。

実施方法は各自治会単位での実施となります。集合場所、作業内容などについては、各自治会長の指示に従ってください。
問 本庁環境課廃棄物政策G(内4341)

地域猫不妊・去勢手術費用助成金

内 地域猫に係る不妊・去勢手術費用の一部助成
※地域猫とは、地域の有志が地域住民または施設管理者の理解と協力を得た上で、餌場の管理、ふん尿の後始末など一定のルールに従って飼育・管理する特定の飼い主がいない猫のこと
対 次の①～④の要件を全て満たす団体
①市内に居住し、かつ異なる世帯に属する3人以上の成人(高校生を除く)により構成されていること
②特定の地域、場所で活動していること
③近接自治会などの同意が得られていること
④構成員に市税などの滞納がないこと
他 市内動物病院で手術を実施すること、かつ、手術後元の場所に戻す時点で、新たな飼い主への譲渡が決定していないこと

助成額
▼オス＝1頭5000円
▼メス＝1頭1万円
※1団体につき、おおむね10万円を目安とします。
※助成金の交付を受けるには、団体登録申請が必要です。詳しくは問までお問い合わせください。
方 市HPまたは本庁4階環境課に備え付けの申請書類を準備の上、直接
問申 本庁環境課生活環境G(内4333)

▲市HP

浄化槽の適切な維持管理を

浄化槽は保守点検、清掃、法定検査が適正に行われることによって、生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

保守点検、清掃の維持管理とは別に、県の指定を受けた(公財)鹿児島県環境保全協会が行う法定検査が、毎年1回義務付けられています。
※詳しくは県HPをご確認いただくか、問へ問い合わせください。
問 ▼県生活排水対策室
☎099(286)3685
▼(公財)鹿児島県環境保全協会
☎099(296)9000

▲県HP

ねたきり老人介護手当

対 次の①～③の要件を全て満たす方
①在宅の要介護高齢者・介護者共に本市に1年以上住所を有していること
②要介護4または5と認定された65歳以上の高齢者を、基準日(令和6年8月1日)から過去6カ月間に3カ月以上継続して介護していること
③要介護高齢者・介護者と同一世帯の全員が、市民税所得割が課税されていないこと
※特別障害者手当または経過的福祉手当の受給者は対象外
内 要介護高齢者1人につき、6万円を支給
準 介護者の身分を証明できるもの(免許証、保険証など)、介護者名義の通帳
期 8月1日(木)～9月2日(月)
方準 をお持ちの上、直接
問申 本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉G(内2673)または各支所、甑島振興局

定額減税補足給付金(調整給付)

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、6月以降、1人あたり計4万円(所得税3万円＋個人住民税所得割1万円)が定額減税されます。

その際、**定額減税しきれないと見込まれる方**に対して、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」を支給します。

対 次の①～③の要件を全て満たす方
①1月1日時点で本市に住所を有する方
※1月2日以降に本市へ転入された方は、原則、以前居住していた市区町村からの給付になると見込まれますので、詳しくは以前居住していた市区町村へお問い合わせください。
②合計所得金額が1805万円以下の方
③所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納め、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方
方 市から送付された確認書の内容を確認後、返送
※確認書は発送準備ができ次第、送付します。
※詳しくは、市HPをご確認ください。
問 本庁定額減税補足給付金等支給事務局
☎(23)5831

▲市HP

食育・地産地消に関するアンケート

内 今後、地元の農林水産物の利用および消費拡大を促進するため、食育や地産地消について調査するもの。
対 本市に住所を有する方
期 7月31日(水)まで
方 市HP上の回答フォーム
※アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で40人につんPayで利用できる地域デジタル通貨(SDGsポイント500円分)を贈呈します。
問申 本庁農業政策課企画総務・六次化G(内4212)

▲市HP

▲回答フォーム